

令和 7 年度

新潟航空基地第一格納庫明り取り窓改修工事

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第1章 工事概要

1-1 総則

本仕様書は、第九管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する新潟航空基地第一格納庫明り取り窓改修工事について適用する。

1-2 工事件名

新潟航空基地第一格納庫明り取り窓改修工事

1-3 工事場所

新潟航空基地

新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内

電話：025-273-8118

1-4 履行期限

令和8年3月27日（金）

1-5 工事概要

- ・明り取り用嵌め殺し窓23箇所撤去
- ・片引き窓建具23箇所設置
- ・窓遠方開閉装置設置

第2章 一般共通事項

2-1 適用事項

工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。

2-2 監督職員及び検査職員

監督職員及び検査職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員、検査職員をいう。

2-3 現場代理人及び主任技術者

- (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
- (2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を工事着工前までに監督職員に提出する。

2-4 設計図書

設計図書とは、仕様書及び図面（仕様書及び図面に対する質問回答書を含む）をいう。

2-5 官公署への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、各手続き書類の写し1部を監督職員に提出する。

2-6 疑義に対する協議等

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

2-7 軽微な変更

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、工事に支障のない範囲でかつ他の工作物に支障を来たさない場合に限り、監督職員の承認を得て変更することができる。この場合、請負金額の増減は行わない。

2-8 関係法令等の遵守

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。なお、第三者に対し損害を与えた場合、受注者は適正な補償をしなければならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

2-9 実施工程表

- (1) 着工に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。
- (2) 施工時間は、原則、日の出以降日没までとし土日祝日を除く。ただし、必要があり実施する場合は事前に監督職員に承諾を得る。

2-10 施工計画書

着工に先立ち、工種別に材料、工法、品質管理、安全管理体制、安全対策等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2-11 施工図等

施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2-12 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

2-13 安全確保

- (1) 受注者は、事故又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知し、再発防止策を講じなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者へ通知など、必要な安全対策を講じ、当該安全対策を監督職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。

2-14 交通安全管理

工事材料等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

2-15 災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

2-16 発生材の処理等

- (1) 原則としてすべて構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。
- (2) 撤去くずの処分に際し、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。
- (3) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (4) 撤去品が発生した場合は、「撤去品発生通知書」を監督職員に提出し確認を受け、その写しを「完成図書」に添付する。

2-17 養生

- (1) 既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。
- (2) 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

2-18 後片付け

工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

2-19 材料

- (1) 材料は新品とし、監督職員が確認したもの又は 2-21 により使用承諾を受けたものとする。
- (2) 設計図書に「J I S（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、J I S マークの表示のあるもの又は J I S の規格証明書の添付されたものとし、J I S マークの写真又は J I S の規格証明書を「完成図書」に添付する。
- (3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

2-20 材料の搬入

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認して監督職員に報告し、監督職員から J I S の規格証明書等、証明となる資料の提出を求められた場合には当該資料を添えるものとする。ただし、簡易な材料については監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。

2-21 材料の確認

- (1) 監督職員の確認は、材料種別ごとに行う。ただし、監督職員の承諾のあった簡易な材料については確認を省略することがある。
- (2) 監督職員が承諾した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

2-22 施工

施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図等に従って行う。

2-23 技能士

技能士は、職業能力開発促進法による 1 級技能士又は単一等級の資格を有し、合格証明書の写しを監督職員に提出して承諾を受けたものとし、当該写しを「完成図書」に添付する。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

2-24 施工の確認

監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示を受ける。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

2-25 施工の立合い

監督職員の立ち合いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

2-26 工事写真

工事着工前から工事完了まで施工順に撮影し、工事用アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ、監督職員に提出する。ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。

工事写真の仕様は次による。

- (1) 工事写真は原則デジタル写真とする。
- (2) 色彩はカラーとする。
- (3) 有効画素数は、100 万画素から 300 万画素程度とする。

- (4) 大きさは、1,200 万×900 ピクセルから 2,000×1,500 ピクセル程度とする。
- (5) ファイル形式は JPEG とする。特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意すると共に、被写体の寸法が判明できるように、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。

2-27 完成写真

完成写真は正面・側面等 2～3 方向から撮影し、工事用アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ監督職員に提出する。

2-28 完成検査

工事完了後は当庁様式の完成届を提出し、検査職員の検査を受ける。現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合の他は、監督職員の指示に従い受注者負担において適切な措置を講じなければならない。

2-29 完成図書

工事完成後、次の①から④の内容を A4 ファイルに整理して、2 部を監督職員に提出する。提出した施工図及び施工計画書の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 設計図書及び工事関係図書（A3 版とし、CAD データは jww 形式とする）
- (3) 工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル等含む）
- (4) その他参考資料

第3章 特記仕様書

3-1 共通事項

(1) 本仕様書によるほか、次に示す基準等に従い施工すること。なお、最新版を参照すること。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3-2 仮設等工事

- (1) 改修工事に先立ち安全に作業できるよう足場等を設置し、養生を行うこと。
- (2) 格納庫内部の仮設物に関し、庫内には複数の航空機を格納し、高所足場を組上げる余裕がないため、格納庫南面及び北面については壁面に設置されたキャットウォーク（床面高約 4.1m、幅 1240 mm）を利用することとし、仮設物は同通路上の転落防止用柵又は手すりの設置に限る。
- (3) 格納庫西面には通路がなく、また、仮設足場の設置は不可能なため、作業に際しては当基地が保有する下記高所作業車を貸与する。

メーカー：snorkel（代理店：タンフィールド・パートナー・アクセリミット 日本支社）

車 名：U p R i g h t X 2 6

車両寸法：全長 2.35m×全幅 1.22m×全高 2.12m

最大荷重：454 kg（定員 4 名＋資材）

最大床高：7.93m

最大作業高：9.90m

作業床寸法：1.17m×3.2m（張出デッキ展張時）

動力：バッテリー

3-3 明り取り用嵌め殺し窓撤去

- (1) 別図 5、6、7 に示す第一格納庫北面、南面及び西面の明り取り用嵌め殺し窓について、北面及び南面は 2 枚建（幅 1,400×高さ 1,150 mm）× 7 連、西面にあっては 2 枚建（幅 1,400×高さ 1,150 mm）× 9 連の合計 23 箇所のアルミニウム製窓建具を撤去する。
- (2) 撤去した発生材は、受注者の責任において適法に処分すること。

3-4 窓建具の設置

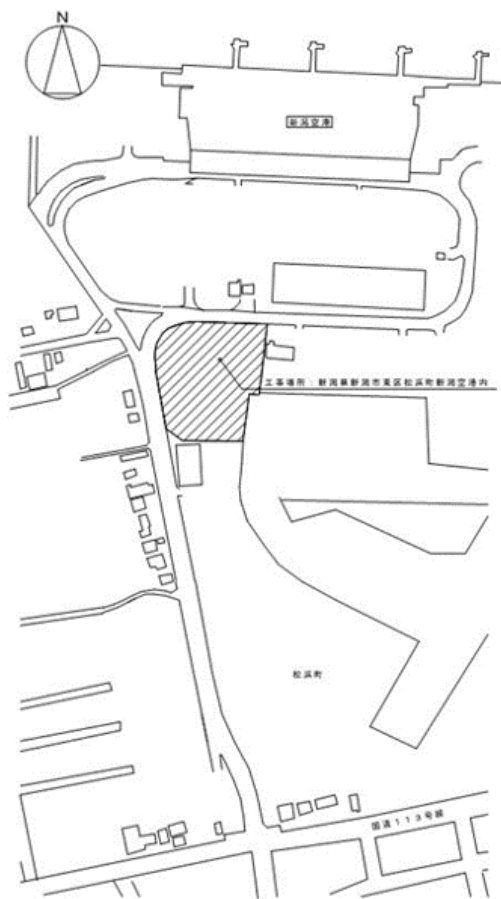
上記 3-3 で撤去した箇所に、以下の仕様を満たす同サイズの窓建具を設置する。

- (1) 窓枠、障子ともアルミ製の 2 枚建片引き窓（内動）を設置する。
- (2) ガラスは防火設備用網入りガラスで、厚 6.8 mm、ヒシワイヤ、磨ガラスとする。
- (3) 開閉する窓の屋外側に、鳥侵入防止用網戸を取り付け、移動しないよう固定する。

3-5 窓遠方開閉装置の設置

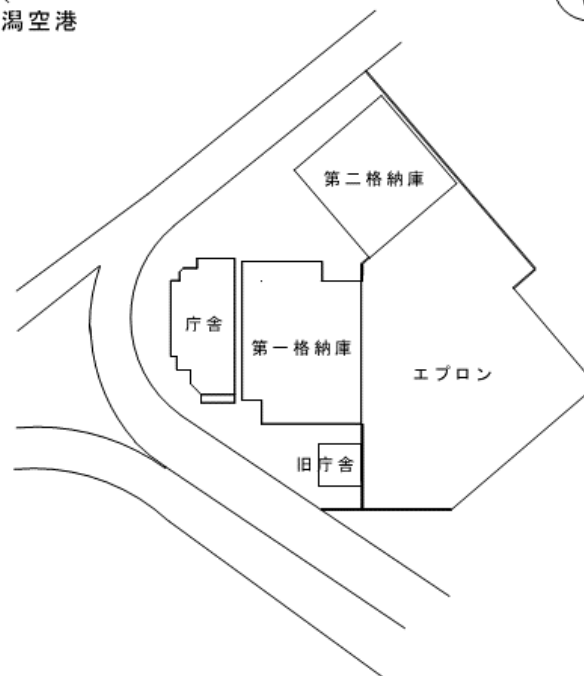
上記 3-4 で設置した窓建具に、以下の仕様を満たす窓遠方開閉装置（以下「オペレーター」という。）を設置する。

- (1) オペレーターは電動とする。
- (2) オペレーターは、使用者が第一格納庫床面に立った姿勢で操作する位置に操作函を設置し、高所の窓を遠方から操作できる装置であること。
- (3) オペレーターは 3～5 連以上の複数の窓を開閉可能な機種とし、南北及び西の壁面ごとにそれぞれ 1 台乃至は 2 台のオペレーターで作動させるものとする。
- (4) オペレーターは、停電等で作動不能となった場合、高所の窓に赴くことなく窓を閉鎖できるリカバリー機能を備えた機種とする。
- (5) 各壁面の窓を操作するスイッチは、南面の 1 箇所に集約させること。
- (6) オペレーター設置に伴う電気工事は付帯とする。

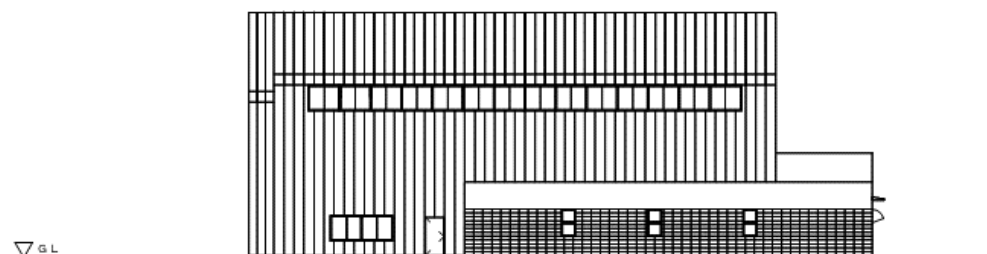


案内図

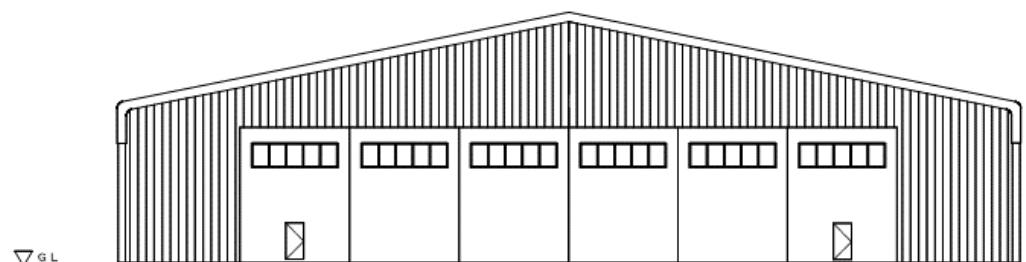
至新潟空港



配置図 S = 1/1500



北側立面図 S=1/300



東側立面図 S=1/300

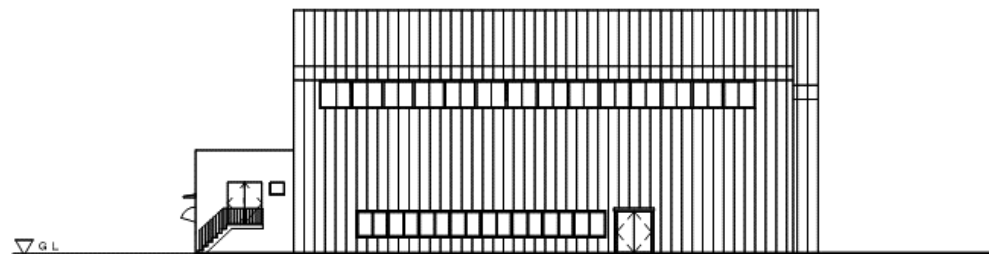
新潟航空基地

第一格納庫立面図

縮尺1/300

令和7年10月1日

図番 3



南側立面図 S=1/300



西側立面図 S=1/300

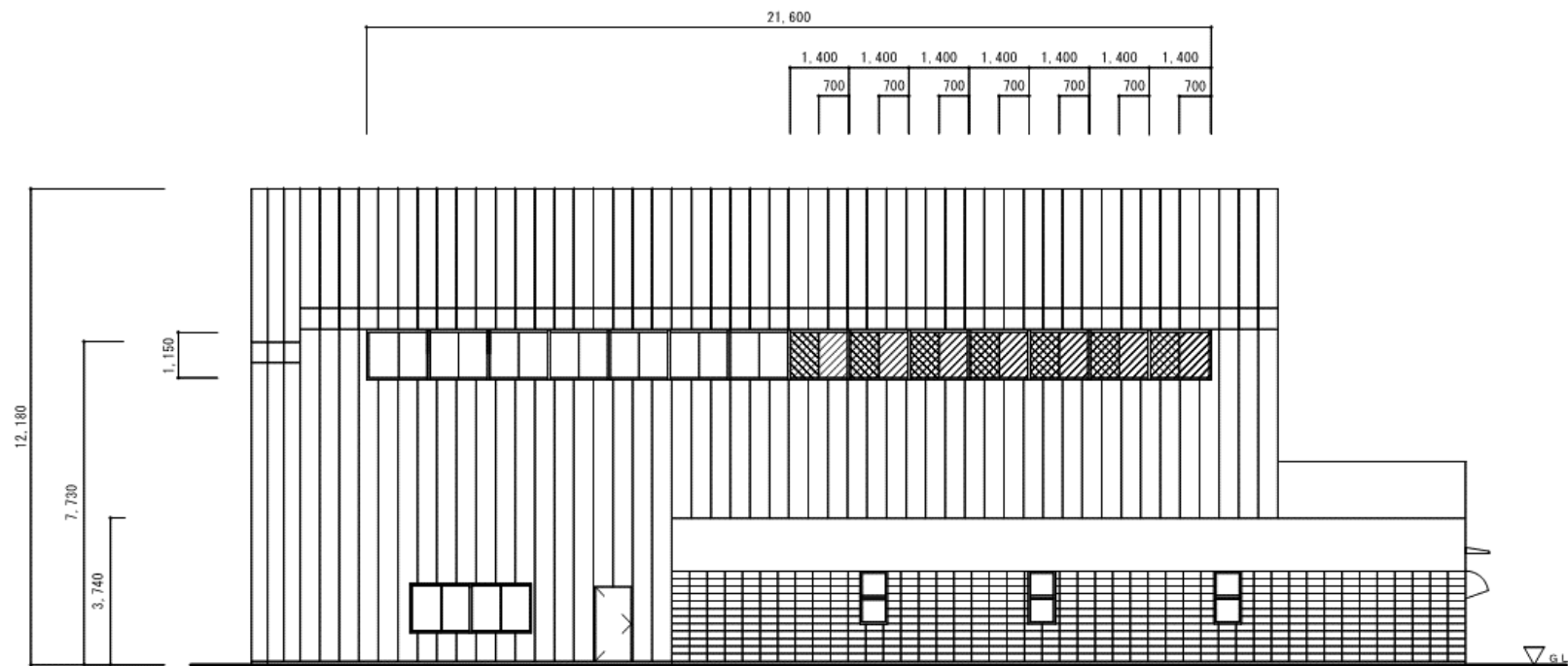
新潟航空基地

第一格納庫立面図

縮尺1/300

令和7年10月1日

図番 4



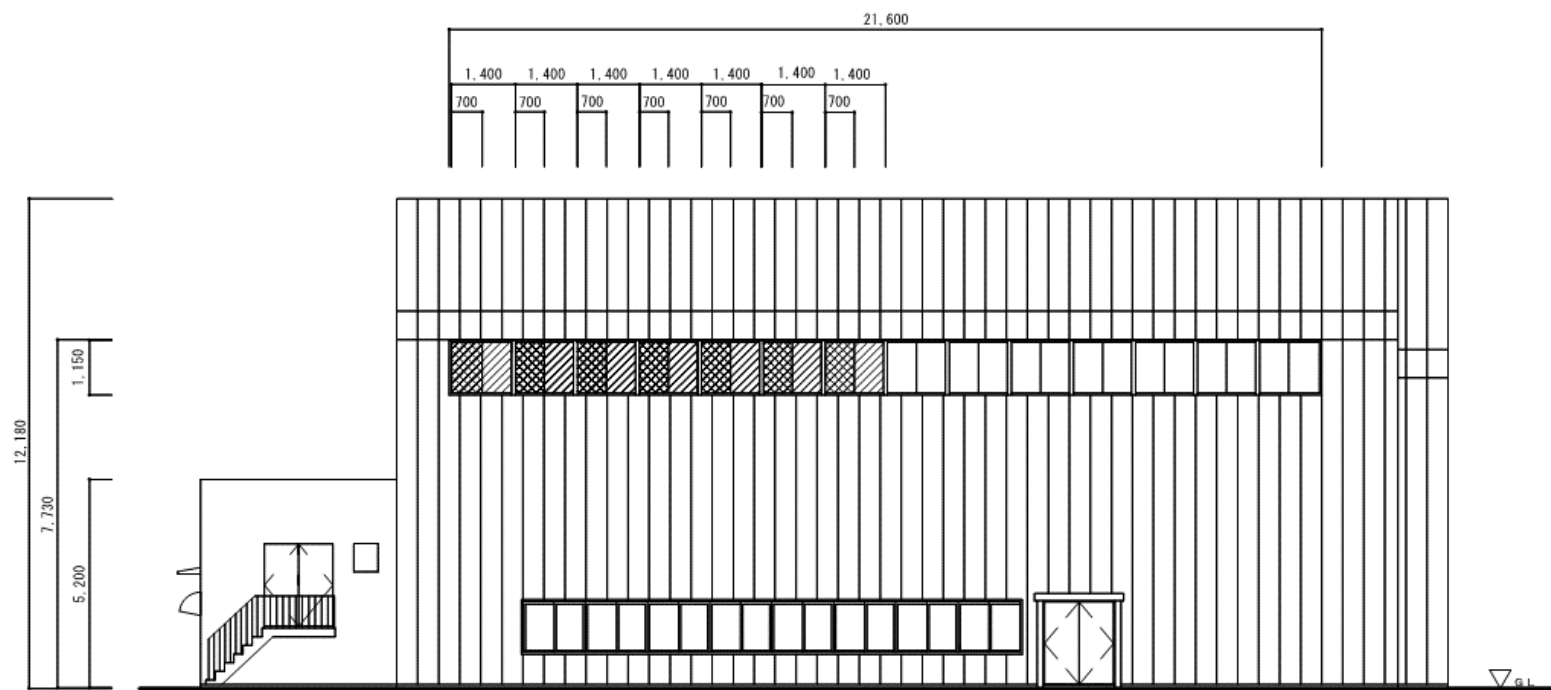
新潟航空基地

第一格納庫北面窓改修箇所

縮尺 1/150

令和 7 年 1 0 月 1 日

図番 5



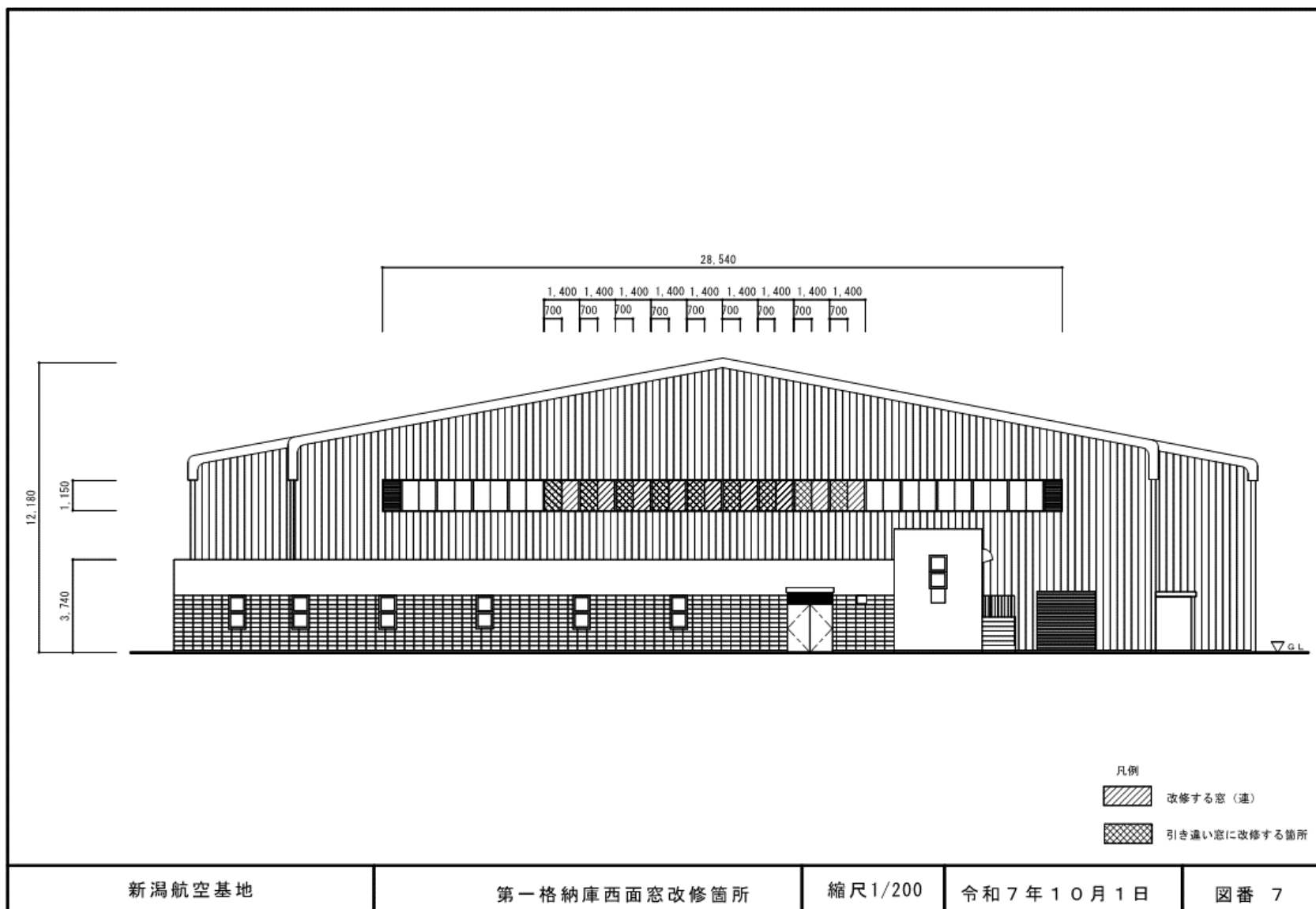
新潟航空基地

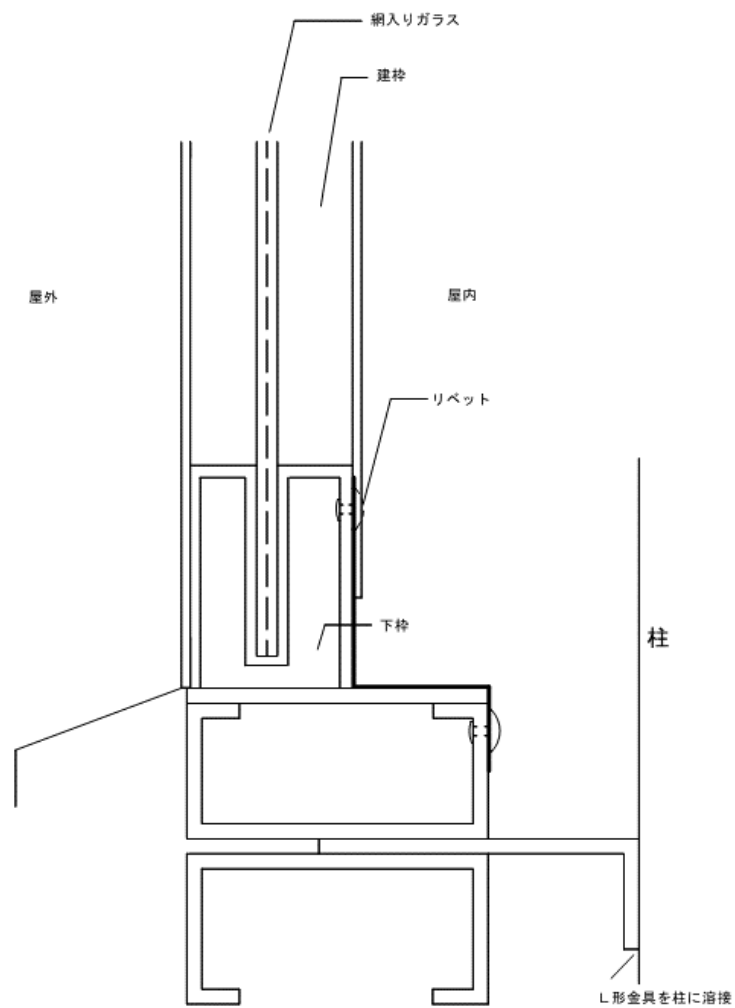
第一格納庫南面窓改修箇所

縮尺1/150

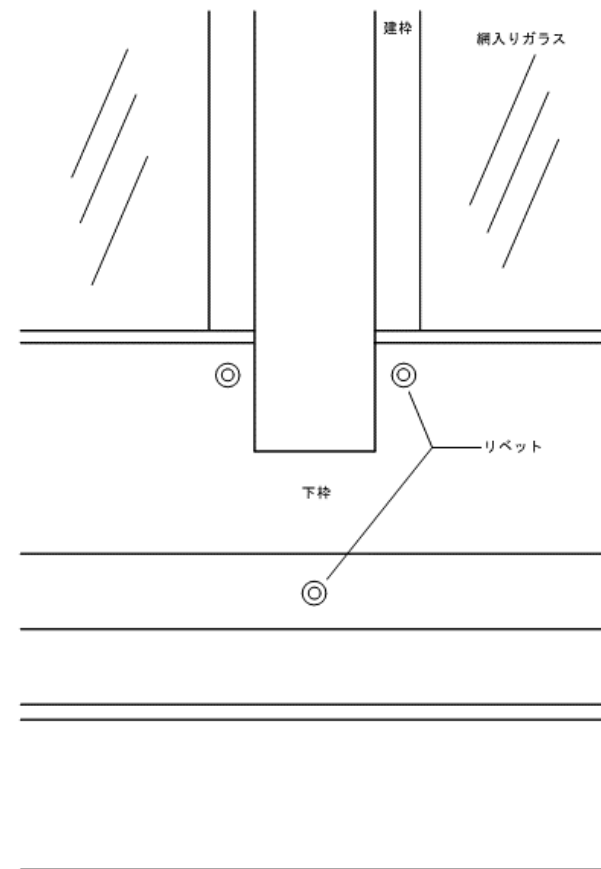
令和7年10月1日

図番 6





側面図



正面図

嵌め殺し窓建具略図